

中間前金払制度の活用促進について

岩手県では平成11年度に「中間前金払制度」を導入し、平成23年5月から東日本大震災津波の特例として対象工事を拡大し、令和3年4月からはその拡大を一般制度としています。

中間前金払制度は、工事途中で工事代金の一部の支払いを簡単・簡便に受けられる制度です。

中間前金払制度の概要

1 対象工事

請負代金額が300万円以上の全ての県営建設工事

2 支払い要件

次の要件をすべて満たしている場合です。

- ① 工期が2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ③ 既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。（出来高が50%以上であること）
- ④ 既に前払金が支払い済であること。

3 中間前金払の金額

請負代金額の10分の2以内

前金払と合わせ10分の6（震災特例7）以内

4 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は、契約締結時に選択することになっています。

なお、中間前金払を選択した場合でも、当該年度末の部分払は請求することができます。

5 認定の手続き

認定請求書及び工事履行報告書などにより認定を行います。

支払いにあたっては、保証事業会社の保証証書が必要となりますが、原則として現地確認などは行いません。